

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報所不正な利用対策として、事業者との間に個人情報保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

桑折町長

公表日

平成27年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他医療に要するもの等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である</p> <p>町は介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理③ 介護サービス給付・介護予防サービス給付④ 認定調査票等の出力及び調査情報を取り込む認定調査管理⑤ 主治医意見書の出力及び情報取り込みを行う主治医意見書管理⑥ 介護保険料の賦課⑦ 介護保険料の減免
③システムの名称	介護保険システム 介護認定審査会システム 国保連合会介護給付適正化システム 宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 給付情報ファイル (3) 受給者情報ファイル (4) 団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 第68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二番 93.94.95
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 鈴木頼子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地 024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(保健福祉課) 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地 024-582-1134

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

